

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 02
保存期間	10年(令和17年12月31日まで)

秋本人安第138号 組対第130号
令和 7 年 1 2 月 2 2 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

薬物乱用防止広報車運用要領の一部改正について（例規）

薬物乱用防止広報車（以下「広報車」という。）については、「薬物乱用防止広報車運用要領の一部改正について（例規）」（平成19年5月25日付け秋本少第121号ほか。以下「旧例規」という。）に基づき運用しているところであるが、この度、所要の整備を行い、別添「薬物乱用防止広報車運用要領」のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、廃止する。

この担当 人身安全対策課少年サポート係（☎3092）

別添

薬物乱用防止広報車運用要領

1 目的

この要領は、薬物を許さない社会環境及び少年の規範意識の醸成に資するため、薬物乱用防止広報車（以下「広報車」という。）の効果的な運用について定めることを目的とする。

2 管理

広報車は、生活安全部人身安全対策課において管理するものとする。

3 運用

広報車は、次の活動に運用するものとする。

- (1) 薬物乱用防止教室
- (2) 非行防止教室、地域座談会その他薬物乱用防止に関する各種会議
- (3) 街頭キャンペーン、薬物乱用防止広報啓発
- (4) その他薬物乱用防止に関する広報活動

4 運用申請等

- (1) 広報車を運用する場合は、薬物乱用防止広報車運用申請書（別記様式）により、生活安全部人身安全対策課長（以下「人身安全対策課長」という。）に申請するものとする。
- (2) 人身安全対策課長は、運用の日程を調整の上、承認するものとする。

5 運用上の留意事項

- (1) 広報車の運用は、原則として薬物乱用防止に関する活動に限ること。
- (2) 広報車を運転する場合は、秋田県警察職員による自動車等の運転に関する訓令（平成18年秋田県警察本部訓令第5号）の各規定を遵守すること。
- (3) 広報車を運転する際は、車両に積載の装備資器材、車両の保守点検を実施すること。活動終了後は、積載の装備資器材の確認し、遺失・盗難防止対策等を徹底すること。
- (4) 所属長は、広報車を運転する者に対し、指導・訓練を行い、側乗員を同乗させ、安全運転を徹底すること。